

平成29年5月吉日

ご利用者
ご家族 様 各位



介護老人保健施設ヴァンサンク
施設長 山下 隆史
☎ 06-6704-3511

平成29年度介護保険負担限度額認定申請等について

謹啓、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、施設運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「介護保険負担限度額認定証」と「介護保険高額介護サービス費」の有効期間が平成29年7月末日をもって満了するため、平成29年8月以降も継続を希望される方は更新申請手続が必要となります。各区役所から、皆様のお手元に以下の申請書類が郵送されましたら早めの更新手続をお願いいたします。

①「介護保険負担限度額認定申請書」

市民税非課税世帯の方のサービス利用が困難とならないように1日あたりの負担限度額を設定し、ご利用者は負担上限額までを支払い、超えた額はご利用者に代わって大阪市が施設に直接支払うことにより負担を軽減するための申請書です。(※申請が行われない場合は軽減されないためご負担額が高くなりますので、ご注意ください)

②「介護保険高額介護サービス費支給申請書」

介護保険サービスを利用した場合、かかった費用の1割又は2割はご利用者の負担ですが、1か月の利用者負担額には所得に応じた上限が設けられ、負担が重くなりすぎないようにするための申請書です。(※申請が行われない場合や利用期間が1ヶ月を満たない場合は上限が設けられないためサービス費の1割又は2割をご負担いただくこととなりますのでご注意ください)

つきましては、区役所等から「介護保険負担限度額認定申請書」、「介護保険高額介護サービス費支給申請書」が届きましたら施設事務所までご提示いただきますようお願い申し上げます。

なお、「介護保険負担限度額認定申請書」に関しましては、昨年より新たに預貯金額の記載や通帳のコピーを添付する必要がありますので、通帳のコピー等を当施設にお預けすることを望まない方は、直接お住まいの区役所へ申請手続を行っていただくようお願い申し上げます。

ご自身で申請をされた場合には、申請漏れを防ぐため、役所に申請された事をお手数ですが、施設までお知らせください。

〈裏面に続く〉

1 介護保険負担限度額認定申請に必要な書類等

□ 介護保険負担限度額認定申請書(表面)、収入等申告書(裏面)

【添付書類】

(大阪市ホームページより転記)

申告する項目	必要となる添付書類
世帯分離している配偶者等の課税状況	<input type="checkbox"/> 配偶者の税証明
本人及び配偶者の資産状況	<input type="checkbox"/> 金融機関等への残高証明のための同意書
預貯金(普通・定期)	<input type="checkbox"/> 通帳の写し
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	<input type="checkbox"/> 証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	<input type="checkbox"/> 購入先の銀行等の口座残高の写し
投資信託	<input type="checkbox"/> 銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金(現金)	<input type="checkbox"/> 自己申告
負債(借入金・住宅ローンなど)	<input type="checkbox"/> 借用証書等

※必要に応じて上記書類等の添付が必要です

※口座の写しは銀行等名称・支店名・口座番号・口座名義人・残高が分かるようにしてください。

2 介護保険高額介護サービス費支給申請に必要な書類等

□ 介護保険高額介護サービス費受領委任払承認及び申請書

平成29年8月より月々の負担の上限が変わります。(別紙リーフレットをご参照下さい)

3 個人番号(マイナンバー)を利用する申請書等の手続き

上記の手続きは、介護保険制度における個人番号(マイナンバー)を利用する申請書等の手続きとなりますので、①記入したマイナンバーが正しいものであるか(番号確認)、②そのマイナンバーの正しい持ち主であるか(本人確認)を確認するため、以下の書類のコピーを各申請書と一緒に、封筒に入れる等して、ご提出ください。なお、個人番号(マイナンバー)の記載を望まない方は、各申請書の個人番号欄は空白のうえ、以下の書類の提出も不要となります。

□ ご本人の番号確認

ご本人の個人番号カード(写し可)、通知カード(写し可)、マイナンバーが記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書 など

□ ご本人の確認

次のいずれかの書類 (※提出する書類により1種類又は2種類と異なります)

(大阪市ホームページより転記)

本人確認書類 (封筒に入れるなどして添付してください)	
1種類 (写真あり)	※ <u>顔写真付き</u> のもので、氏名、生年月日又は住所の記載があるもの 個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、居宅介護支援専門員証 など
2種類 (写真なし)	※ <u>顔写真のない</u> 官公署から発行・発給された書類など 健康保険の被保険者証、年金手帳、介護保険の被保険者証・資格者証、介護保険の負担割合証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、印鑑登録証明書 など